

議案第67号

三朝町ホームヘルパー派遣手数料の徴収に関する条例の一部改正
について

次のとおり三朝町ホームヘルパー派遣手数料の徴収に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成7年6月20日

三朝町長 安田真一郎

平成7年6月21日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町ホームヘルパー派遣手数料の徴収に関する条例の一部を改正
する条例

三朝町ホームヘルパー派遣手数料の徴収に関する条例（昭和57年三朝町条例
第29号）の一部を次のように改正する。

別表のGの項中「900円」を「910円」に改める。

附 則

この条例は、平成7年7月1日から施行する。